

千代田区再犯防止推進計画(案)

～ 犯罪が起きにくく、立ち直りを支える地域社会に向けて～



目次

1	はじめに	1
2	千代田区の現状	2
3	再犯防止推進計画	4
	(1)計画の位置付け	
	(2)目標	
	(3)取組み方針	
4	重点的な取組み	6
	(1)安全で安心なまちづくりの推進	6
	(2)就労・住居の確保のための取組み	8
	(3)保健医療・福祉サービスの利用の促進	10
	(4)非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	16
	(5)民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	18
5	おわりに	19
	参考資料	20
	再犯の防止等の推進に関する法律概要	

1 はじめに

千代田区では、社会を明るくする運動や安全で安心なまちづくりの推進、地域包括ケアシステムの推進等により、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けた取り組みを進めてきました。

現在、日本では、平成16年以降、刑法犯の検挙件数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は一貫して増加しており、犯罪を減らすためには再犯を防止することが重要な取組みとして認識されるようになりました。

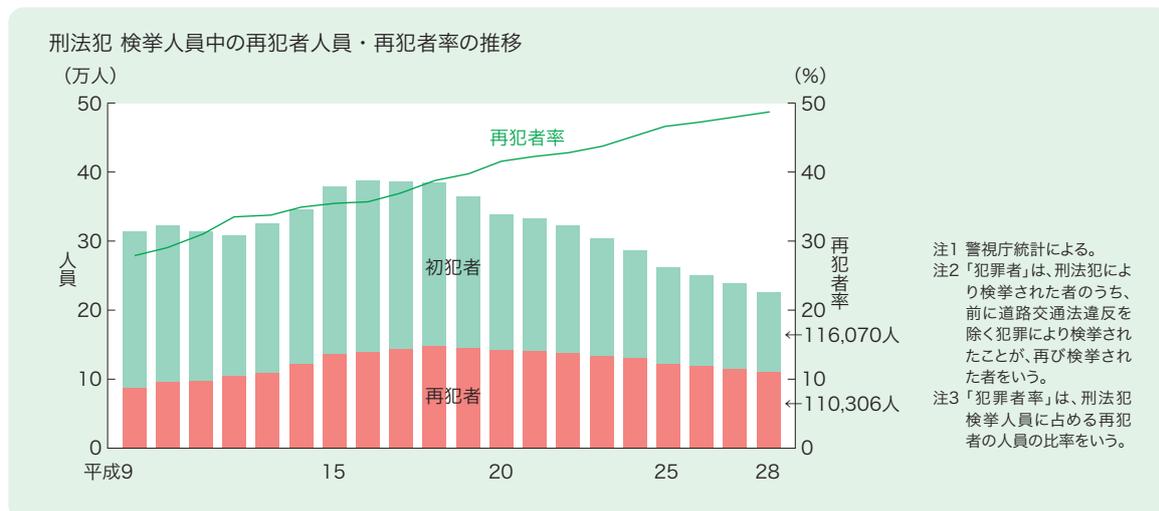
犯罪をした者の中には、高齢者や障害者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。

そのなかには、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める者がいることから、犯罪をした者等の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

区は、これまでに取り組んできた安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪が起きにくい地域づくりをいっそう進めるとともに、生い立ちや年齢、障害などの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。



【参考】全国の刑法犯検挙者に占める再犯者数及び再犯者率 110,306人/226,376人 48.7%(H28)



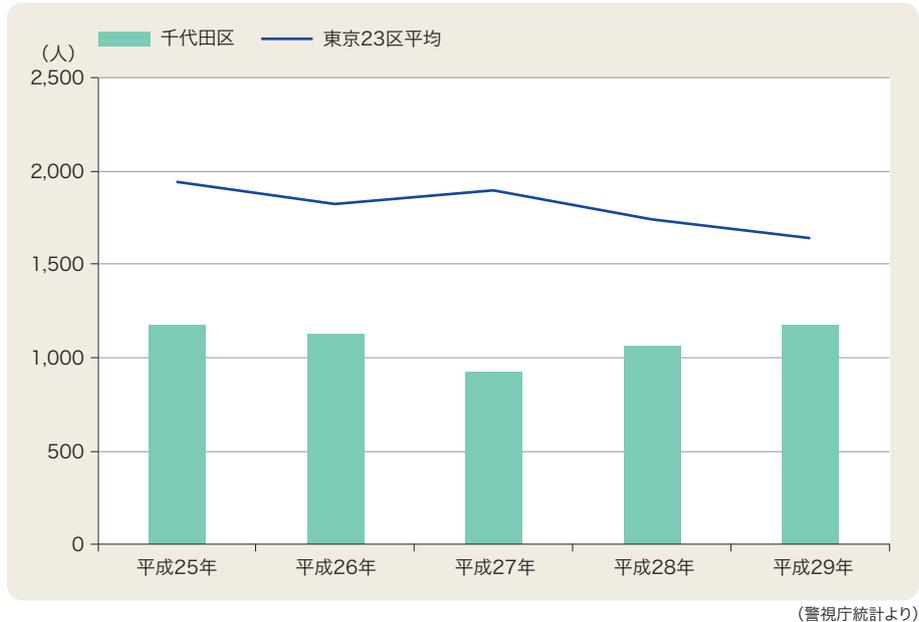
2

千代田区の現状

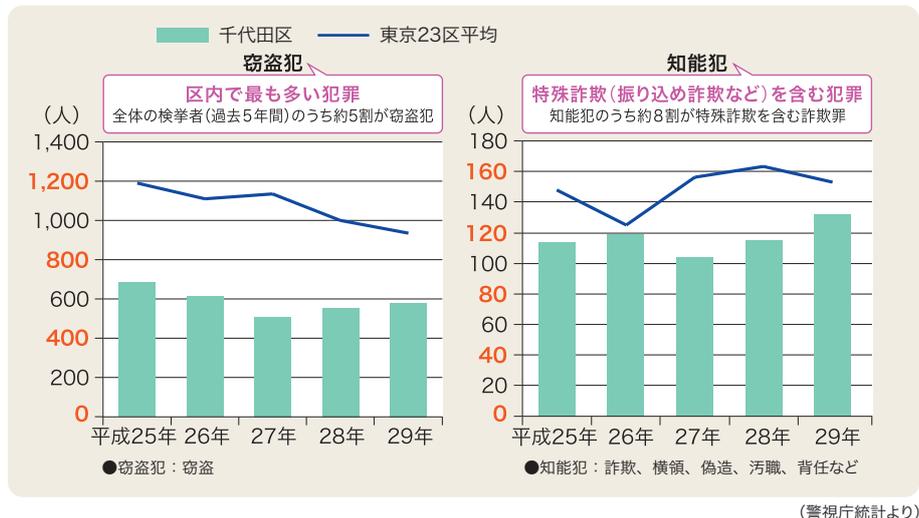
(1) 刑法犯検挙の状況

千代田区内の過去5年間(平成25年から平成29年)の刑法犯検挙数は、平成25年から平成27年にかけて減少したものの、平成28年以降は上昇に転じ、年間1,000件前後で推移しています。また、同期間の千代田区内の罪種別刑法犯検挙状況は、窃盗犯が最も多く、なかでも万引き、置き引き、すり、車上狙いといった非侵入型の窃盗が多くを占めています。次いで、暴行や傷害などの粗暴犯が多く、殺人や強盗、放火等の重要犯罪は少ない傾向にあります。

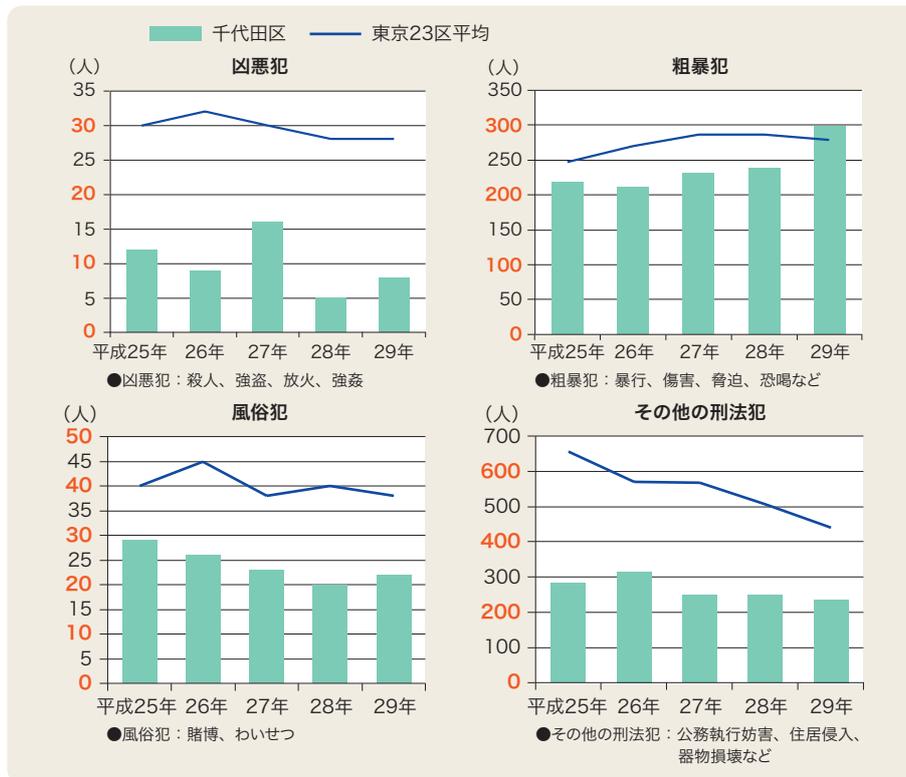
過去5年間の千代田区及び東京23区の検挙件数



過去5年間の千代田区及び東京23区の犯罪種別平均刑法犯検挙数



過去5年間の千代田区及び東京23区の犯罪種別平均刑法犯検挙数

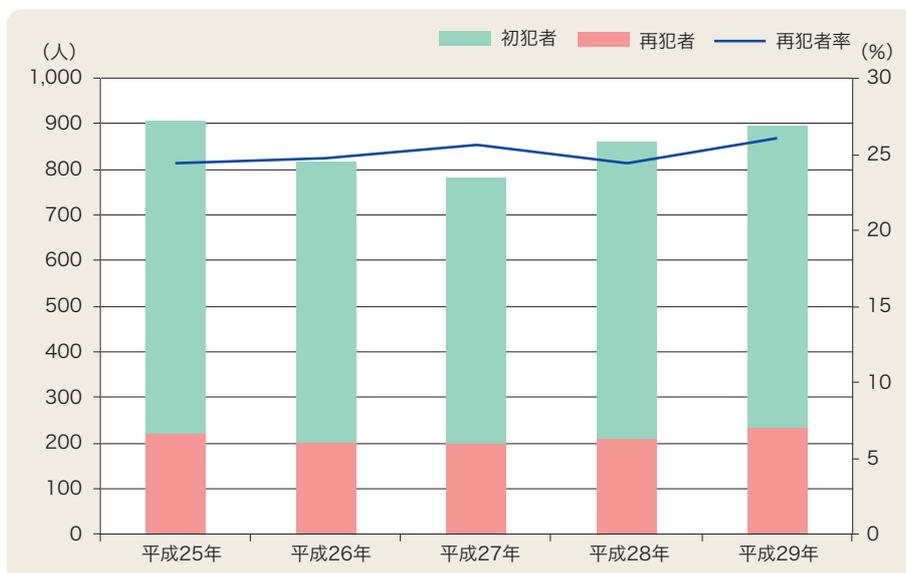


(警視庁統計より)

(2)再犯者率の状況

過去5年間(平成25年から平成29年)の千代田区内の成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は約25%です。全国平均(48.7%)より低い水準ですが、検挙者のうち約4人に1人が再犯者となっています。

過去5年間の千代田区の再犯者率の推移



(警視庁統計より)

3

再犯防止推進計画

(1) 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。)に定める計画として策定します。

但し、再犯防止に特化することなく、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指すための基本的な取組みを定める包括的な指針とします。

(2) 目標

誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

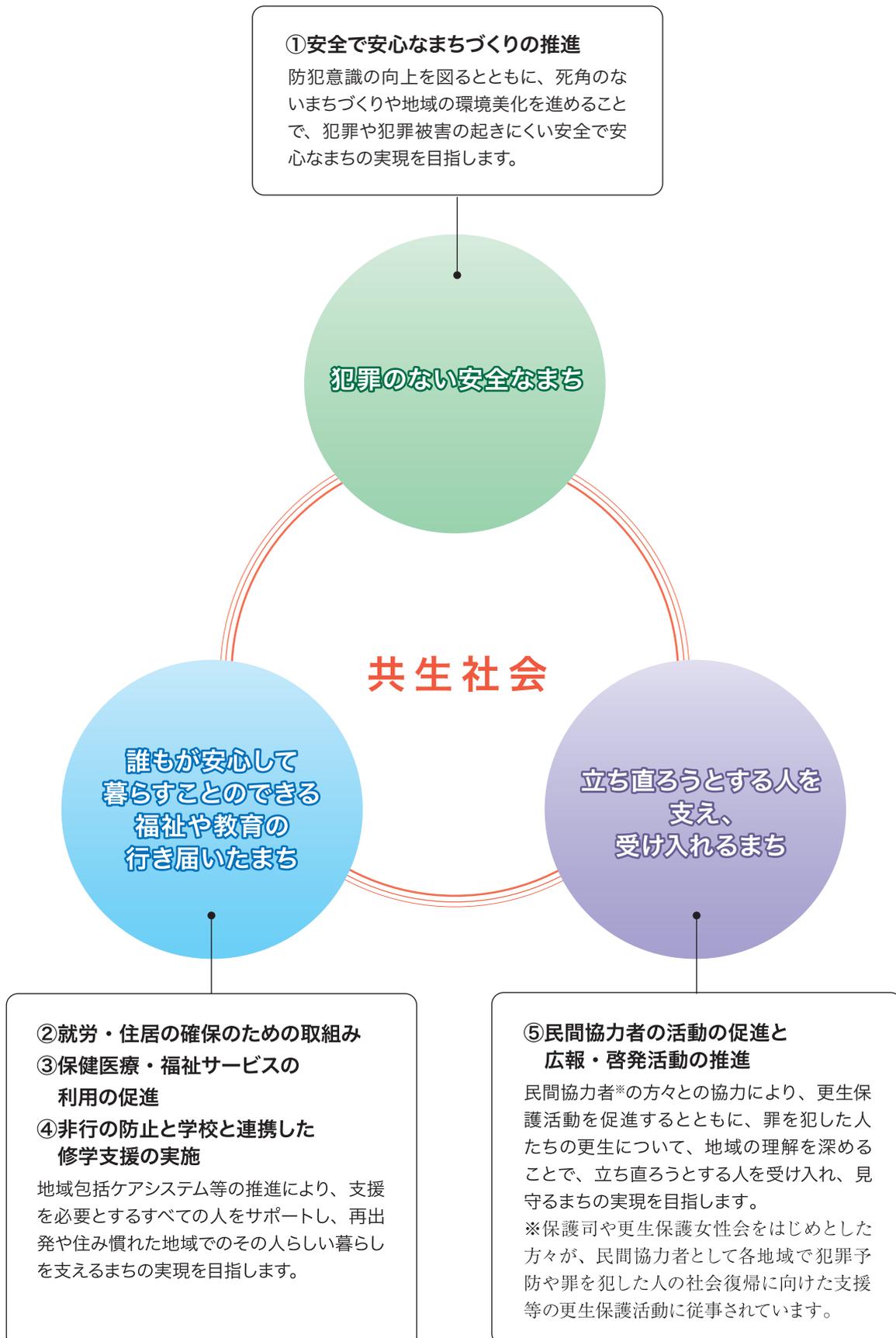
(3) 取組み方針

国において策定された「再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)」を踏まえ、地域や関係機関との連携により次の取組みを推進します。

千代田区の重点的な取組み

- ① 安全で安心なまちづくりの推進
- ② 就労・住居の確保のための取組み
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

〈取組みのイメージ図〉



4

重点的な取組み

(1)安全で安心なまちづくりの推進

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

❑ 死角のないまちの実現

道路、公園、通学路などにおいて、暗く見通しの悪い場所や危険な箇所はないか、犯罪防止の観点から犯罪に繋がらない環境づくりを促進します。

❑ 防犯意識の向上

犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識の向上が重要です。千代田区の特徴である緊密なコミュニティを活かし、地域における防犯意識の向上を図ります。

❑ 地域ネットワークの充実

各関係者が集まり情報を共有する場を設けることで、関係機関が連携して取り組むことができる環境を整えます。

主な取組み

● 道路、公園、通学路などの点検

各施設の定期的な安全点検を行うとともに、各現場を確認するパトロールを実施します。

● 防犯カメラ・防犯街路灯の設置等

町会や商店街が地域の治安向上を目的に防犯カメラ等を設置する際の設置及び維持管理を支援します。

● 児童・生徒の防犯意識向上のための取組み

区立小学校の新生児及び希望者に「子どもを犯罪被害から守るためのマニュアル」や、青少年対策地区委員会との協力により呼子笛の配付を行っています。また、新入(転入)児童・生徒を対象に防犯ベルを支給します。

● 地域での見守り活動の実施

地域やPTAとの連携のもと、「ちよだまちかど見守り隊」による子どもの登下校時を中心とした見守りを実施します。また、区内全域で、緊急時に子どもが駆け込める「こども110番の家」を通学路沿いに確保するため、区立小学校のPTA、保護者等の有志による「千代田区立小学校PTAこども110番連絡会」が協力拡大や普及啓発・メンテナンス活動を実施しています。

※「ちよだまちかど見守り隊」は、保護者や地域住民、シルバー人材センター、学校、関係機関などが連携・分担して行っている、区内の子どもの見守り活動です。

● 特殊詐欺対策^{※1}

① 自動通話録音機の設置促進

特殊詐欺に対して高い効果が認められる自動通話録音機を、65歳以上の方が居住する世帯を対象に無料で設置し、犯罪被害を未然に防ぎます。

② 受け子対策講話の実施

区内学校において、警視庁職員が、児童・生徒向けに特殊詐欺に関与することを防ぐ防犯講話を実施します。講話では、犯罪の重大性を説明するとともに罪を犯した少年^{※2}の後悔の言葉などを紹介し、犯罪組織に取り込まれることのないように注意喚起を行います。

※1 特殊詐欺とは、オレオレ詐欺等、面識のない不特定多数の者に対し、電話などを用いて対面することなく被害者をだまし、不正に入手した預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金などを交付させる詐欺の総称です。

※2 平成29年中に警視庁が検挙した特殊詐欺の被疑者総数593人のうち、117人が20歳未満の少年です。受け子と呼ばれる現金受け取り役として犯罪に加担する少年の増加が懸念されています。

● 安全パトロールの強化

青色回転灯パトカーが、区内全域・24時間365日の巡回を実施します。事件・事故の発生を抑制して、安全・安心の確保に努めます。また、通学時等の不審者対応や夜間の路上喫煙、看板などの路上放置物、騒音に対する注意指導を行います。

● 安全・安心メールの配信を実施

希望する方へ、区や警察で把握した不審者情報や子どもの安全・安心に関する情報、振り込み詐欺情報等を携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、注意喚起を行うとともに情報の共有に努めます。

● 関係機関・団体との連携強化

学校や警察、保護司会等地域の関係者が意見を交換する協議会や委員会を設けることで、情報の共有を行うとともに協力体制の実現を図ります。

● ちよだ安全・安心ネットワークの充実

区内4警察と4防犯協会が、郵便局や宅配業者等、地域で活動している事業者と協定を締結し、情報ネットワークを構築することで、日常業務の中で、不審者の発見と犯罪の抑止及び早期解決等に努めます。

● ちよだ悪徳商法バスターズの活動

地域住民自らが消費者被害から身を守る方法を会得し、判断能力に不安のある方の権利擁護とともに、千代田区の悪徳商法撲滅を目指す活動です。区内の様々なイベントをはじめ、出前講座等で被害にあわないための理解促進活動を実施しています。

● 生活環境条例の施行

安全で快適なまちづくりを地域の皆さんと協力して進めるため、平成14年10月に「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を施行しました。この条例は、歩きタバコの危険性や吸殻のポイ捨て、置き看板、放置自転車などで地域の環境が悪化しているという区民の声から生まれ、全国初の「路上喫煙への罰則適用条例」として注目されました。区民や町会、商店会、地元企業、教育関係者等が中心となり、区内10地区で「環境美化・浄化推進団体」が設立され、区や警察署、道路管理者などの関係機関と合同でパトロールや清掃活動、周知啓発などに取り組んでいます。

● マンションの防犯意識向上のための取組み

マンション内の助け合いや交流促進を目的としたセミナー等の開催により、住民同士の繋がりを強めることで、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。また、防犯カメラや人感センサー付ライト等、マンション内の防犯機器の設置について助成を行います。

(2) 就労・住居の確保のための取組み

就労支援や住居確保支援を通じて、区民の生活安定を図ります。

就労支援の充実

一人ひとりの状況に応じた、的確な就労支援を行います。

安心居住の推進

多様な人々の暮らしに配慮した、住環境整備を推進します。



主な取組み

就労支援

● 就労支援

ハローワークや自立支援センターを活用した就労に向けた支援、履歴書作成や面接試験対策からの寄り添い支援、生活リズムを整え就労に向けた基礎を養う支援など、様々な社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。

● 就労に向けた準備支援

専門の指導員が一人ひとりの状況に寄り添い、社会生活に関する自立支援や就労体験の実施、就労に向けた知識・技術の習得など、自立までの一貫した支援を実施します。

● 高齢者への就労支援

シルバー人材センターにおいて、高齢者が長年培った知識や経験、技能を活かして働くことを支援し、社会参加による積極的な高齢期の暮らしを支えます。

● 障害者への就労支援

千代田区障害者就労支援センターでは、障害のある方の個々の状況に応じて、就職への意識付け・生活習慣指導・生活設計等の相談支援、適性評価、職探し、実習同行、職場環境や障害理解などの調整、就職後の定着支援等を実施しています。また、施設の職員・利用者・保護者に対して就労の情報提供を行うとともに、障害のある方を雇用している企業に対して助言や支援、障害者雇用企業の新規開拓、さらには地域交流会(講演会等)の開催や、季刊誌の発行などの広報活動を通じて障害者雇用の普及啓発を行っています。

居住確保支援

●住宅確保要配慮者への支援

住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)の民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的に、不動産団体や民生委員児童委員などの関係者から構成される「居住支援協議会」が、支援の在り方について検討を行います。

●区営住宅の的確な提供

高齢者世帯や心身障害者世帯、難病患者等、住宅困窮度の高い方が入居しやすくなるように、優遇措置を実施しています。
また、区営住宅の入居者募集の一部を障害者世帯向けとし、住宅に困窮する障害者世帯への的確な提供を図ります。

●高齢者向け優良賃貸住宅等の供給

バリアフリー化や緊急時の対応サービスなどが整備された、高齢者が安心して安全に暮らせる住宅を供給します。また、住宅に配置されている生活協力員が、入居者の相談や助言相手となって自立した生活が送れるように支援します。

●障害者グループホーム等の整備

民間事業を活用し、グループホーム等の整備を進めます。

●就労支援とあわせた居住安定支援の実施

離職により、住居を失った方、又は失う恐れが高い方へ、有期で住居確保給付金を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職活動を支援することで、居住の安定及び就労機会の確保を図ります。

●一時的な住居等の提供

住居を持たない方へ、一定期間宿泊場所の供与、食事の提供その他宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜をはかり、その後の生活に向けた就労支援等を実施します。

●TOKYOチャレンジネットの活用・同行支援

住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりをしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対し、東京都が運営する住宅確保及び就労支援機関であるTOKYOチャレンジネットへの同行支援を行うことで、新しい生活へのチャレンジを支援しています。
※東京都では、TOKYOチャレンジネットが借りている民間アパート等を一時住宅として提供するとともに、厚生労働省とも連携した就労支援等のサポート事業を実施しています。



(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまち千代田の実現を目指します。

① 高齢者及び障害者

ライフステージや一人ひとりの状況に応じた、適切な福祉サービスの実施を通して、安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

❏ 相談・対応支援の充実

様々な相談を気軽に行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じた福祉サービスを適時提供する体制を築きます。

❏ 高齢者による万引きを防止する取組みの推進

高齢者一人ひとりに寄り添い、地域での安心した暮らしを支えることで万引きの未然防止に努めます。

❏ 見守り体制の充実

地域全体で見守りが行われる環境を整え、認知症の人、ひとり暮らしの高齢者など、支援を必要とする人が、地域で安心して暮らすことのできる環境を整えます。

❏ 障害者福祉サービスの推進

誰に対しても優しい地域の実現を目指し、障害者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

❏ 認知症支援の充実

認知症の早期発見と治療に努め、生涯でできる限り地域で尊厳を持って生活できるような地域づくりを進めます。

❏ 誰もが暮らしやすいまちづくりの促進

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全に安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を推進します。



主な 取組み

● 高齢者総合サポートセンター 「かがやきプラザ」の運営

高齢者総合サポートセンターを運営し、高齢者や家族の方々からの相談を24時間365日体制で受け付けるとともに、合築する九段坂病院や高齢者あんしんセンターなどの関係機関と連携し、必要な方へ適切に医療や介護サービスを提供します。

● 高齢者あんしんセンターによる 包括的支援

高齢者あんしんセンターは、地域のよろずケアを行う包括支援センターとして、麹町地区・神田地区に一か所ずつ設置しています。医療機関の受診に関する相談、介護サービスの照会や手続きの支援、介護予防に関する支援、高齢者虐待に関する相談の他、認知症地域支援推進員を配置して、認知症の専門相談に対応しています。

● 認知症カフェの運営

認知症の方が自ら活動し楽しめる場所、また家族同士が気持ちを分かち合える場所として、認知症カフェを設置し、認知症予防や専門家による個別相談のほか、地域の方との交流会を実施します。

● 高齢者による万引きを防止する 取組みの推進

地域や関係機関と連携した見守りと相談体制の整備により、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスを的確に供給し、高齢者が抱える問題の解決を進めることで、万引きの未然防止を図ります。また、孤立による万引きを防止するため、高齢者あんしんセンターによる継続的な支援を行い、地域の繋がりのなかで安心して暮らせる環境づくりを進めます。

● 認知症地域支援員の配置

認知症に関する基本的なことから専門的なことまで相談に応じる、認知症地域支援員を高齢者あんしんセンターに配置します。認知症と思われる方に対して、状態に応じて、かかりつけ医、専門医療機関への受診を支援するとともに、医療と介護の連携を行い、安心して生活することができるように支援します。

● 認知症早期ケアの実施

① **こころとからだのすこやかチェック(郵送)**
心身の健康状態を確認するための調査票「こころとからだのすこやかチェック」を65歳以上の高齢者へ郵送し、回答のあった方へ健康状態の判定、助言及び介護予防事業案内を送付することで、健康づくりや介護予防活動を促進します。

② **こころとからだのすこやかチェック(訪問)**
郵送調査の未返送者には、看護師の訪問による「こころとからだのすこやかチェック」を実施します。訪問調査により把握した認知症の状況を支援関係者による会議で情報共有するとともに、適切な支援について協議し、状態に応じた方針を決定します。

③ 訪問看護ステーションによる 認知症相談支援事業

認知症地域支援推進員と区の医療・福祉職が情報を共有したうえで、支援方針に基づき、訪問看護ステーションの看護師による継続的な見守りを行うことで、適切な時期に必要なサービスを利用できるよう支援します。

●見守り運動の推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けられるように、地域住民や関係機関が連携した「千代田区高齢者安心生活見守り隊運動」を実施し、温かい見守りの輪を広げていきます。

●認知症サポーターの養成及び活用

認知症に関する正しい知識と理解の促進を目的に、サポーター養成講座を実施します。認知症サポーターは、認知症の人や家族への支援、地域での見守り等の活動を行います。

●障害者福祉センター「えみふる」の運営

障害者福祉センターでは、身体・知的・精神の3つの障害を対象とした福祉サービスを一元化した施設として、障害を持った方が地域での充実し、自立した生活を送れるように支援しています。また、24時間365日の地域生活をサポートするグループホームと、介護者のレスパイトも目的とするショートステイ等を運営しています。

●福祉のまちづくりの促進

高齢者福祉を目的にスタートした「地域包括ケアシステム」をさらに拡大・深化した体制の整備を進めます。地域で課題を抱えている方に対して、公助だけでなく、自助・協助も含めたさまざまなアプローチから支援する、全方位的な360度まるごとケアシステムづくりを進めることで、必要とするすべての方へ支援が行き届くことを目指します。

●ユニバーサルデザインの促進

歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの設置に加え、鉄道駅のバリアフリー化などの取組みを促進することで、すべての方が安全で快適な生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

●認知症ケアの体制設備

地域に潜在する認知症高齢者の方を早期からケアする仕組みづくりを進め、症状の進行を緩やかにできるように、速やかな治療と対応を行う体制を整えます。

●社会福祉協議会の活動

千代田区社会福祉協議会(ちよだ社協)は、誰もが地域の中で自立した生活を送ることができる仕組みづくりや、個人が抱える生活課題を地域全体の福祉課題として捉え、住民と共に考え、支え合うまちづくりを目指しています。複雑多様化する地域の福祉課題を受けとめ、地域住民、福祉関係団体や企業、学校、行政等とともに連携し、地域福祉推進の「プラットフォーム」としての役割を果たします。

●権利擁護事業・成年後見制度の推進

千代田区社会福祉協議会が運営しているちよだ成年後見センターでは、判断能力に不安のある高齢者や知的障害者、精神障害者などを対象に、本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりをしています。また、判断能力の低下により日常生活を送ることや財産管理が困難になった時、地域で安心して生活が継続できるよう、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人が手続きを行う成年後見制度の利用に向け、様々な相談や支援を行っています。

●障害者よろず相談窓口「モフカ」の開設

障害者や心の病、発達障害のある方とその家族の方から、身近な困りごとの相談を受ける機関としてよろず相談窓口を開設しました。心身の専門家が一人ひとりに寄り添い、個々の状況や特性に応じた適切な支援を実施します。

※モフカは、障害等のある方が困りごとをなんでも気軽に相談できる窓口として、千代田区が委託して設置しています。

②薬物依存

継続的な治療体制及び支援体制を整え、薬物依存症からの回復を支援します。

相談・対応支援の充実

様々な相談を気軽に行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じた支援を適時提供する体制を築きます。

支援体制の充実

関係する機関との連携により、薬物依存症等の回復に向けた継続的な保健医療・福祉サービスの支援体制を築きます。

啓発活動の充実

薬物や薬物依存症について、理解を深める啓発活動を実施します。

主な 取組み

●障害者福祉センターの運営 (再掲 P12参照)

●障害者よろず相談窓口「モフカ」の 開設(再掲 P12参照)

●精神通院医療費の助成

精神障害者への適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、精神障害者が通院医療を受ける際、通院の他、往診・デイケア・訪問看護・薬代などの医療費を助成します。

●薬物依存からの回復プログラムの実施

千代田区保護司会が、東京保護観察所との協力により、薬物事犯者を対象に薬物の再乱用防止プログラムを実施します。国による保護観察期間後も、地域において回復に向けた支援を続けることで、対象者の円滑な社会復帰を支えます。

●薬物乱用防止や薬物依存症治療に 関する啓発活動

区と千代田区薬物乱用防止推進地区協議会が協力して、社会を明るくする運動の街頭パレードやミニ集会、また、区立小学校で薬物乱用防止に関する講演会を開催し、薬物乱用の弊害を広く区民に周知するなどの普及啓発活動を実施しています。

●他機関との連携による支援の実施

薬物依存症の回復に向け、個々の状況に応じ、保健師や精神保健福祉士による病院への同行や訪問診療の手配を行います。また、医療機関や民間の薬物依存症リハビリ施設、就労支援機関とも連携し、継続的な治療及び支援を実施します。

③生活困窮

生活困窮など日常生活に困難な課題を持つ人が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるように支援します。

❑ 自立に向けた相談事業の充実

一人ひとりの状況に応じた支援を計画的に実施し、生活困窮状態からの早期の自立を支援します。

❑ 生活支援の実施

衣食住の確保を支え、生活の安定に向けた支援を実施します。

❑ 学習支援の充実

次世代を担う子どもや若者が、環境に関わらず十分な学びの機会を得られるよう、学習支援を充実します。

❑ 進学等に必要な資金援助の充実

学習費用や受験料の捻出が困難な世帯を対象に、意欲的に学業に取り組む子どもたちの進学に必要な資金を援助します。



主な 取組み

● 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、就労支援その他の自立に関する問題について必要な情報提供や助言、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画(プラン)を作成し、地域支援ネットワーク等を活用した支援を行います。

● 就労支援(再掲 P8参照)

● 就労に向けた準備支援 (再掲 P8参照)

● 就労支援とあわせた 居住安定支援(再掲 P9参照)

● 一時的な住居等の提供 (再掲 P9参照)

● TOKYOチャレンジネットへの 同行支援(再掲 P9参照)

● 家計再建の相談・支援の充実

家計状況の「見える化」により根本的な課題を把握し、相談者が自らの家計管理をできるような情報提供及び助言を行う他、相談支援や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生への支援を行います。

● 学習支援等の充実

生活に様々な困りごとを抱え、親子が触れ合う時間を作りにくい家庭の子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、進路に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

● 生活福祉資金の貸付

千代田区社会福祉協議会が窓口となり、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、無利子又は低利子で資金の貸付を行います。

● 応急資金の貸付

災害や療養のほか、冠婚葬祭、出産、引越し、お子様の入学や生活必需品の購入など、一時的に必要なとする費用の調達が困難な方に対して、必要な資金を無利子でお貸しすることで、生活の安定と福祉の増進を図ります。

● 学習や進学等に必要な資金の貸付

「東京都受験生チャレンジ支援貸付事業」の千代田区の窓口として、子どもの学びや進学に向けた支援(学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座・通信講座・補習講座の受講などの授業料及び高等学校・大学等の受験料の貸付)を行います。

※千代田区では、要件を満たす方へ独自に貸付金額の上乗せ助成を実施しています。

※高校・大学等へ入学した場合は、証明書の提出により、貸付金の償還が免除となります。

● 生活保護

生活保護法に基づく実施機関として、経済的に困窮する区民等に対し生活保護費を支給するなどして最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を実施します。

(4) 非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

家庭、学校、地域が密接に連携・協力し、
児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

相談・対応支援の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じて必要なサービスを適時提供する体制を築きます。

学習支援の充実

次世代を担う子どもや若者が、環境に関わらず十分な学びの機会を得られるよう、学習支援を充実します。

進学等に必要な資金援助の充実

学習費用や受験料の捻出が困難な世帯を対象に、意欲的に学業に取り組む子どもたちの進学に必要な資金を援助します。

青少年の健全育成施策の充実

地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

主な 取組み

● 子どもと家庭に関わる 「総合相談」の実施

区内在住の18歳未満の方とその家族に、子どもや家庭に関する総合相談を実施します。相談者に寄り添い、相談内容に応じた福祉サービスの提供や、専門機関との連携による対応を実施します。また、「千代田っこホットライン」を設け、24時間365日電話での相談を受け付けます。

● 「教育相談」の実施

区内在住、在学の高校生相当年齢までの方とその家族に、臨床心理士による教育相談を実施します。相談内容に応じて、学校や専門機関とも連携した対応を行います。

● 復学などの悩みや心配事への支援

高校生相当年齢の方とその家族を対象に、悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行います。

● スクールカウンセラーによる 相談対応の実施

区立施設に通う児童・生徒やその家族に、保育園や幼稚園、小中学校等の相談スペースにおいて、臨床心理士による相談対応を実施します。

● スクールソーシャルワーカーによる支援の実施

地域の子どもたちの相談に耳をかたむけ、福祉の視点から地域で利用できるサポートや情報を提供します。学校や家庭と連携した対応を行い、必要に応じて適切な専門機関へつなげます。

● 子どもの居場所づくりの実施

学校では、子どもたちの居場所を確保し、健全な成長に寄与することを目的に、自由遊びや学び、体験活動ができる「放課後子ども教室」や、就労等により保護者が日中家庭にいない子どもへ、「学校内学童クラブ事業」を実施しています。

また、児童館では、「中高生タイム」として、中学生と高校生がスポーツや音楽などを楽しむことのできる時間帯を設けています。同様に、児童センターでは、特別支援学校や特別支援学級に通う中高生向けに、「中高生障害児放課後居場所事業」を実施しています。

● 学習支援等の充実 (再掲 P15参照)

● 学習や進学等に必要な資金の貸付 (再掲 P15参照)

● あいさつ運動の実施

民生・児童委員や保護司、更生保護女性会の方々が、通学路等で子どもたちの見守りと、あいさつ運動を行っています。

● 青少年関係団体による健全育成活動

青少年委員会や青少年対策地区委員会、青少年問題協議会等が、地域の見守りの実施や青少年に関する課題の共有等、健全育成のための様々な活動を行っています。

● 警察署による講話の実施

各学校での社会を明るくする運動ミニ集会実施時に、警視庁職員による保護者や児童・生徒向けの非行防止や犯罪被害の予防に関する講話を実施しています。

● 警察署による安全教室の実施

警視庁職員等専門家の指導により、児童・生徒の非行及び犯罪被害防止を目的としたセーフティ教室を開催し、サイバー犯罪や覚せい剤等の危険性について学んでいます。

● 薬物乱用防止や薬物依存症治療に関する啓発活動(再掲 P13参照)

● 地域での見守り活動の実施 (再掲 P6参照)



(5) 民間協力者の活動の促進と 広報・啓発活動の推進

民間協力者の方々との連携により更生保護活動を促進し、
犯罪をした者等の立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、
犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解促進に努めます。

民間協力者への活動支援の充実

民間協力者の方々の活動を支援することで、区内の更生保護活動が活発となるように支援します。

広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動を始めとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れる土壌を育てることや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域を築くことを目指します。

主な 取組み

● 更生保護団体への事務支援の実施

区役所内に保護司会及び更生保護女性会の事務局を設置し、各団体の更生保護活動を支援します。

● 更生保護団体への活動支援

保護司会が取り組む薬物回復プログラム(P13参照)の実施に対し、会場の提供等を支援します。また、更生保護団体が活動に向けた会議を行う際や、保護司が保護観察対象者との面接を行う際に会議室や面談のための場所を提供します。

● 更生保護団体への補助金の交付

更生保護団体の活動促進に寄与することを目的として、補助金を交付します。

● 更生保護団体への表彰

保護司及び更生保護女性会の活動に従事し、功績のあった方について表彰を行います。

● 社会を明るくする運動の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることを目的として、様々な取組みを実施しています。また、社会を明るくする運動の推進委員長を区長が務め、駅頭での広報活動や啓発パレード等の行事へ参加しています。

主な行事

① パレード(区内2か所)

住民や区内の大学生、中高生、企業など多くの参加者とともに、靖国通りと麴町大通りを行進し、沿道の方々へ広報・啓発活動を行っています。

② 駅頭広報(区内4か所)

地域の方々とともに、JR飯田橋駅・神田駅・秋葉原駅、東京メトロ神保町駅の利用者へ啓発物品を配布する広報活動を行っています。

③ ミニ集会(区内3か所)

区立小中学校を会場として、青少年の健全育成などをテーマとした講演会等の催しを行い、地域での理解を深めています。

5

おわりに

千代田区は、地域で活動する多様な人々が、互いに認めあい、尊重しあう共生社会の実現を理念とし、様々な行政サービスを提供しています。

この理念のもと、本計画では、犯罪や非行をした人が地域社会に戻ったときに、保護観察所や警察をはじめ、民間協力者、行政、医療・福祉機関等、様々な主体が連携して、再犯の防止を推進していきます。

また、再犯防止の推進には、罪を犯した人たちの更生について地域に住み、働き、学び、活動するあらゆる人々の理解を深めることが最も大切であることから、民間協力者の方々との協力により、社会を明るくする運動をはじめとした広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

千代田区は、再犯防止推進法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに一層力を注ぐとともに、日本の中心に位置する自治体として、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組みを推進してまいります。



参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(概要)

平成28年12月14日交付、施行

1. 目的(第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義(第2条)

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

3. 基本理念(第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務(第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間(第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間(7月)を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

